荒川区告示第342-5号

東日暮里ふれあい館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の管理を行わせるものを次のように指定した。

令和８年１０月３０日

荒川区長　　滝　口　　学

１	施設の名称	東日暮里ふれあい館
２	指定管理者の名称	東京都荒川区西日暮里四丁目７番１５号 学校法人道灌山学園
３	指定の期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで